

食安輸発0130第3号
平成27年1月30日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産かわはぎ及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年1月14日付け食安輸発0114第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産かわはぎ調味乾製品からクロラムフェニコールを検出したことから、同通知の別表1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
かわはぎ及びその加工品		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。